



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 3 9 号 令和 6 年 9 月 6 日 発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 0	救急病院を定めた件	医療政策課 広域医療室
4 4 1	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
4 4 2	道路の区域を変更する件	高規格道路課
4 4 3	道路の供用を開始する件	同
4 4 4	同	同
4 4 5	都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課
4 4 6	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	港湾政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
6 6	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
6 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
6 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	
6 9	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件	

徳島県告示第四百四十号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、
救急病院として、次のとおり認定した。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	所 在 地	認定が効力を有する期限
羽ノ浦整形外科内科病院	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四〇―二一	令和九年七月十一日
川島病院	徳島市北佐古一番町六番一号	同 三十一日

徳島県告示第四百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
板野郡板野町 松谷土地改良区	令和六年八月十九日

徳島県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

140		整理 番号	路線名	
大利辻		区 間		新旧 の別
同	三好市池田町松尾松本二 〇二番一地先	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
新	旧	八・八〇・〇 四・〇〇・九・四		三二・〇 三二・〇

徳島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
3 2	山城東祖谷山	三好市池田町松尾松本五二三番一地从先から 同 番一地从先まで 三三〇	一一八・三	令和六年九月六日

徳島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和六年九月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

140	整理 番号	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の期日
大利辻	三好市池田町松尾松本二〇二番一地先	三二・〇	令和六年九月六日		

徳島県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤 田 正 純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称		住 所		氏 名
鳴門市撫養町弁財天字ハマー一番八六		徳島市南二軒屋町二丁目 四番三四号		株式会社ウェイバル
同 大麻町松村字吉井三九番二、三九番 四及び三九番七		板野郡藍住町住吉字若宮 一四一番地一 ボンファ ミュービー〇二号		柳澤 宏
小松島市芝生町字網千四五番四、四五番五 、八一番一及び八二番一並びに四四番一、 四四番三及び四六番一の各一部並びに四六 番一地先市有地		福岡県朝倉市一木一四 八番地の一		株式会社ドラッグス トアモリ
同 櫛渕町字太田四〇番三		静岡県三島市南二日町二 五番一一号 ベルメゾン 二日町壱番館五〇二		井上 実和子 井上 富博
板野郡北島町北村字千田ノ木一三番二及び 一二番二		京都市伏見区指物町五五 九番地 エステイ―二一 二〇五号室		松岡 亜希子
同 中村字本須七一番及び七一番 地先町有地		徳島市佐古六番町四番二 五号		株式会社セントホー ムズ
同 新喜来字南ハリ六二番一		板野郡北島町新喜来字南 ハリ七七番地三		山根 怜央
同 松茂町長岸字下ノ越五八四番一、五 八五番一、五八六番一から五八六番三まで 、五八七番一から五八七番三まで、五八八 番、五八九番、五九〇番一、五九〇番二、 五九二番、五九六番、五九八番、五九九番		同 上板町瀬部七二五 番地		誠徳運輸株式会社

、六〇〇番一から六〇〇番三まで、六〇一番一、六〇一番二、六〇二番一、六二一番から六二四番まで及び六三八番五並びに五九二番、五九六番、五九八番、五八六番一から五八六番三まで、五八七番一、五八八番、五八九番及び六二一番から六二四番までの各地先町有地		
名西郡石井町高川原字高川原二二一番三、二二五番五及び二二五番六の各一部並びに二二七番六	徳島市山城西三丁目三六番地三	山城地所株式会社

徳島県告示第四百四十六号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年九月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

委 託 し た 事 務	委 託 し た 私 人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号） 第八条に規定する使用料（徳島小松島港和田島緑地に係るもの に限る。）の徴収の事務	小松島市
徳島県港湾施設管理条例第八条に規定する使用料（橘港中浦緑 地及び小勝緑地に係るものに限る。）の徴収の事務	阿南市

徳島県選挙管理委員会告示第六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第二項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年九月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
参政党徳島第2支部	平野美樹	麻植俊典	徳島市富田橋一丁目五六番地 小野木マンション三・二	。	令和六年七月二十四日

徳島県選挙管理委員会告示第六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年九月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
自由民主党徳島県自動車整備支部	北島義貴	代表者の氏名	北島義貴	新	異動の内容
自由民主党徳島県ときわ会支部	林 裕明	代表者の氏名	山本仁志	旧	異動年月日
		会計責任者の氏名	灘井裕紀		
			酒井和弘		
			令和六年七月十九日		
			令和六年七月十八日		

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称		代表者の氏名		異動事項	
徳島県自動車整備政治連盟	北島義貴	代表者の氏名	北島義貴	新	異動の内容
総合政策懇話会	福山 守	代表者の氏名	福山 守	旧	異動年月日
		会計責任者の氏名	伊澤良和		
			令和六年七月十九日		
			令和六年七月二十二日		

徳島県選挙管理委員会告示第六十八号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。
令和六年九月六日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
とよむらてるよしと クリーンな新しい板野をつくる会	豊村晃功	令和五年十二月三十一日
福山守後援会	松尾泰三	令和六年七月二十六日

徳島県選挙管理委員会告示第六十九号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和六年八月二十九日から施行する。

令和六年九月六日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表66の項中「介護老人保健施設 リハビリセンターグリーン丈六」を「介護老人保健施設 リハビリセンターグリーンTAOKA」に、「徳島市丈六町山根51番地」を「徳島市川内町北原31-3」に改め。